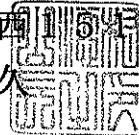




山添地域第48号の3  
平成19年5月8日

国土交通省道路局長 殿

奈良県山辺郡山添村大字大西115番地  
山添村長 窪田剛人



中期的な計画の作成にあたっての意見の提出について  
(回 答)

平成19年4月2付け、国道企第114号で依頼のありました、標記の件について別紙のとおり回答します。

## 道路政策の中期的な計画の作成にあたっての意見

奈良県山辺郡山添村大字大西151番地  
山添村 村長 繩田剛久

### 1) 「重点化を進める上で特に優先度の高い政策」について

・道路整備の必要性については、我が地方の、それも山間にあっては最も関心の深いものであって、かつその必要度については、行政施策の根幹を成すものと認識しているところです。

勿論、「地方の基幹・幹線道路の整備を一番に重点化をおいて貰いたい。」との発言が一番に出るところですが、下記項目についての重点評価を考慮するものです。

①市町村からの都市圏、主要都市へのアクセス道路の新設、及びその整備〔幅員整備（自転車・歩行者測道）〕をまず第一に優先してもらいたい。

・理由＝既存の大都市間の高速道路、それに平行する旧道は完備（現状からの拡幅等は住居・店舗の立地で不可能）されているように思う。

加えて、いわゆる日本列島縦断道路（東名、山陽道、中国道、北陸道、北海道・九州縦貫道路等）は、整備済だがその縦断道を接続する、横断道の整備が進んでいない。（遅れている。）

・それから一歩進んで、我ら地方（零細）な自治体にとっては、住民の移動、或いは都市圏等からの企業、工場等の進出には国道等基幹道路からのアクセス道路が是非とも必要である、その支線道・連絡幹線の役割を果たす道路が、国道をはじめとする県・市町村道です。

それらの整備、特にその扱い手道路として多くを占める地方道の整備についての国による、または地方自治体への助成処置〔特定財源による「税源移譲」「地方道整備事業補助金の補助率アップ」〕をお願いしたい。

・前述の意見は、大都市圏間、生産地と消費間の物資の流通は、鉄道、船等の大量輸送媒体に委ね、港・駅からの輸送を横断道路を利用する流通体系の変革にも通じるものである。（その余剰効果＝排出ガス抑制、軽油等の消費抑制←環境保全）

①と同様な意見になるが、道路は人・物の移動を示す、動線であるからその動線の周辺には購買、アミューズメンタルな施設、人・物の停留域が発生し、活性化が図れる多いなる要因が含まれている。

しかしながら、現在の新設道は用地買収の困難さからか、郊外へ延びて行く傾向にあり、ひいては中心市街地域の空洞化に繋がっているケースが見受けられる、致し難い状況下ではあるが旧市街の空洞化は地域にとってはマイナスである。このジレンマの中で、地域の活性化と交通の利便をどう兼ね合わせかが今後の道路整備事業の重点、緊急度の高い施行箇所として考えられる。

- ・都市圏の道路整備については、既に完了していると思慮する。都市への流入入に伴う、交通渋滞の緩和策としての道路新設は厳として慎むべきと考える。  
(①)に述べた流通の手段なり、集中・生産・消費地の分散化実現が将来的な経済配置として望ましいと考える。)

## 2) 「効率化を徹底的に進める上で重視すべきこと」について

①の重点化の中で述べた、地方幹線道路の整備を進める上で、各府県・市町村の整備要望の集約化と共に、国交省所管公共道路と農水省所管による農道・広域農道整備との連携作業を進めていくべきと考える。

②前述①の次段階として、各（近畿）整備局と各（近畿）農政局・各管内府県県（市町村）が広域的な整備の要望を取り纏め、各局（全国）での整備計画を中央（国交省・農水省協議）掌握。未整備地域から整備を推し進める。←{未整備の順位は、要生活道路の未整備地（近隣都市、通勤・生活用品購買所場へのインフラ未整備地）から順位（投下事業）決めを行う。}

③高速道路を除く一般国道について、その管理は当該府県、市町村にその管理を委譲し、必要な財源は道路特定財源及び国一般会計からの助成処置で賄う。  
理由＝各府県、市町村特色のある道路管理が可能になる。

## 3) 「その他、道路施策や道路の整備・管理全般に関する意見」について

- ・道路特定財源は、自動車の利用者負担が原則であるので、その税は道路及び自動車関連、現在では関連環境対策等に使途されるべきものと考える。  
揮発油税・自動車重量税・軽油取引税・自動車取得税・地方道路譲与税の暫定税率については、主要道路整備の進んだ現在にあって、昭和49年

当時の財源不足による暫定税率は基本税率に戻すべきである（緊急的財源処置をいつまでも引きずるのに理解し難い。）。

加えて、昭和39年以降その特定財源確保として創設されてきた、自動車とその燃料関係の税については、将来の消費税増税案と共に利用者負担の原則に立った上でのその整理・単純税制の改革を望むものである。

また、自動車取得税と消費税の二重課税議論に対しては、必要な主要道路整備に使途と共に、道路による自然環境（ディーゼルエンジン改良、バイオエネルギー代替燃料開発、高速等の自動運転技術等々）の保全、保護の経費に充てるべきで、まだ余裕がある場合にのみ、政府試案どおり一般財源化すべきであると考える。

。「道路は地域と日本の財産」という認識の下、そこに住む住民と通過者であっても、慈愛の精神で使用、維持・管理するのが基本と考える。ゴミの投げ捨てや標識等道路施設の破損の放置（無届け）等、膨大な公費が費やされる処置費用も、国民人々の認識と実践で節減出来るものである。また雑草の除去等美化、簡易な補修は地元の責務として、国、地方道を問わず当たるのが、日本人として、人としての基本と考える。本村にあってもその励行は実践していただいていると認識しているが、更にその存続を推し進めて行きたいと考える。